

移動困難者（要介護者・障がい者）の移動支援策に関する今後の方針

	【外出支援サービス】	【福祉タクシー事業】	【福祉有償運送】
目的	外出の困難な高齢者・障がい者の外出を支援する		
実施主体 実施方法	市事業／社会福祉協議会に委託（最大週1回・行き先は公共施設や医療機関）	市事業／福祉タクシー券を対象者に交付（年間36枚・人工透析者180枚）	道路運送法に基づく、非営利の法人等によるサービス（タクシー料金の概ね半額以内でドアツードアの移動）
対象	要介護3～5／身体障害者1・2級で車いすを使用することにより移動可能な者	要介護2～5／身体障害者1・2級／視覚・下肢・体幹3級以上／療育手帳④～Aの2／精神保健福祉手帳1級	要支援・要介護認定者等／障害者手帳を所持している者等 ※事業者によっては、利用に対し介護給付・障害福祉サービスとの併用が要件
現状・課題	サービス開始時に比べ、ユニバーサルデザインタクシーや介護タクシーの普及、民間事業者等によるサービスが充実したことなどから、近年、利用者が減少している。それに伴い、1回当たりの運送コストが高額となっており、費用対効果の面で課題がある。	アンケートや利用実績から、ただちに制度の拡充を要する状況にはないものの、高齢者・障がい者が年々増加していることにより、外出支援のニーズは増加すると見込まれ、ニーズに応じてサービス内容を拡充する必要がある。	事業の担い手不足や、住民主体のNPO法人では運営費が賄えないことが課題となっている。また、車いす利用者が利用可能な福祉有償運送の受け皿が少ない。
見直しの視点・目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ●受益者負担・サービス提供量の観点から、公平なサービスに再編成する。 ●地域共生社会を進めるため、地域の多様な主体によるサービスの育成に重点をおき、行政と民間の役割分担を明確にする。 ●補助制度による福祉有償運送の拡充や、外出支援サービスや福祉タクシー事業を含めた移動困難者への移動支援策を総合的に見直すことで、これまで市のサービスを使っていた人の受け皿の確保や移動手段の拡大、これから増え続けていくと予測される移動制約者に対応できる 		
今後の方針	令和6年度末：事業廃止 ※サービスを廃止しても、車いす利用者の必要な外出が維持されるよう、福祉有償運送や福祉タクシー券の充実を図る。	令和7年度：制度変更 車いすの利用者を中心として、制度を拡充 ※福祉有償運送をタクシー券の対象とする方向で検討	令和5年度：福祉有償運送事業実施団体への補助制度創設 ① 立ち上げ補助 ② 運営経費助成 ※団体の立ち上げや担い手の確保に向けた支援を行い、受け皿を増やす。

福祉有償運送事業補助金の概要

【対象事業者】

白井市福祉有償運送運営協議会の協議を経て、道路運送法第79条に規定する国土交通大臣の登録を受け、運送区域を市内として福祉有償運送を実施しようとする又は実施している特定非営利活動法人等（福祉有償運送を実施するに当たり福祉有償運送に係る旅客を自らの運営する別事業の利用者に限定する特定非営利活動法人等は除く。）で、市内に事務所を有するもの。

【補助金の種類・対象経費・上限額】

補助金の種類		対象経費	上限額
立上補助金 (1団体1回かぎり)	①事務経費	事務費（通信運搬費、消耗品費、備品費、印刷製本費、損害賠償保険）、福祉有償運送運転者育成に係る経費	200,000円/団体
	②車両経費 (福祉車両に限る)	福祉自動車購入費、自動車改造費、任意保険料、リース料、車両整備・定期点検に係る経費、駐車場代	200,000円/団体
運営補助金	①事務経費	事務費（通信運搬費、消耗品費、備品費、印刷製本費、損害賠償保険）、福祉有償運送運転者育成に係る経費	100,000円/団体
	②車両経費 (福祉車両に限る)	福祉自動車購入費、自動車改造費、任意保険料、リース料、車両整備・定期点検に係る経費、駐車場代	200,000円/団体